

---

# 市川町水道事業 経営戦略

[ 計画期間：令和 5 年度～令和 14 年度 ]

---

## 目 次

|                                         |           |
|-----------------------------------------|-----------|
| <b>1. 事業概要 .....</b>                    | <b>1</b>  |
| (1) 事業の現況 .....                         | 1         |
| (2) 主な経営健全化の取組み .....                   | 8         |
| (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析 .....             | 8         |
| <b>2. 将来の事業環境 .....</b>                 | <b>9</b>  |
| (1) 給水人口の予測 .....                       | 9         |
| (2) 水需要の予測 .....                        | 10        |
| (3) 料金収入の見通し .....                      | 11        |
| (4) 組織の見通し .....                        | 11        |
| <b>3. 経営の基本方針 .....</b>                 | <b>12</b> |
| (1) 基本方針 .....                          | 12        |
| (2) 施策の方向性 .....                        | 12        |
| <b>4. 投資・財政計画（収支計画） .....</b>           | <b>14</b> |
| (1) 投資計画 .....                          | 14        |
| (2) 財政計画 .....                          | 17        |
| (3) 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要 ..... | 18        |
| <b>5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 .....</b>     | <b>20</b> |

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

|                     |                 |        |                       |
|---------------------|-----------------|--------|-----------------------|
| 供用開始年月日             | 昭和 43 年 4 月 1 日 | 計画給水人口 | 15,000 人              |
| 法適（全部・財務）<br>・非適の区分 | 法適用（全部適用）       | 現在給水人口 | 11,278 人              |
|                     |                 | 有収水量密度 | 80 m <sup>3</sup> /ha |

（令和 3 年度末）

本町の水道事業は、上水道事業のほか、隣接している加西市への用水供給事業の 2 つの事業を行っています。

#### (I) 上水道事業

昭和 42 年に広域簡易水道事業の創設認可を受け、計画給水人口 15,500 人、1 日最大給水量 2,570 m<sup>3</sup>/日として、昭和 43 年 4 月に給水を開始しました。

その後、生活水準の向上に伴い給水量が増加したため屋形水源地を新設し、これにより 1 日最大給水量 4,650 m<sup>3</sup>/日の確保が図れたことから、昭和 47 年に町内全世帯への供給体制が整いました。

現在は、給水人口 15,000 人、1 日最大給水量 8,700 m<sup>3</sup>/日の計画により事業を行っています。

#### 【上水道事業の変遷】

| 事業         | 認可年月日       | 年次    | 計画            |                      |                                |
|------------|-------------|-------|---------------|----------------------|--------------------------------|
|            |             |       | 計画給水人口<br>(人) | 1人1日最大<br>給水量(ℓ/人・日) | 1日最大<br>給水量(m <sup>3</sup> /日) |
| 広域簡易水道新設事業 | 昭和42年4月3日   | 昭和53年 | 15,500        | 150                  | 2,570                          |
| 広域簡易水道事業変更 | 昭和43年10月2日  | 昭和54年 | 15,500        | 150                  | 2,570                          |
| 第1次拡張事業    | 昭和46年2月23日  | 昭和60年 | 15,500        | 300                  | 4,650                          |
| 第2次拡張事業    | 昭和62年3月23日  | 平成6年  | 16,800        | 494                  | 8,300                          |
| 第3次拡張事業    | 平成14年11月29日 | 平成27年 | 15,000        | 580                  | 8,700                          |

## （Ⅱ）用水供給事業

昭和 44 年に自己水源が乏しく水不足で困窮していた加西市からの要請に応じて分水して以来、50 年以上もの長きにわたり “友情の水” として、現在も加西市へ水道水を送水しています。

事業開始当初は、本町が持つ既設水源の余剰水量約 1,000～1,500 m<sup>3</sup>/日（計画給水量は 5,100 m<sup>3</sup>/日）の送水を行っていましたが、余剰水量を上回る加西市の水需要の増加に対応するため、昭和 50 年に神田水源地、昭和 51 年には上垣内水源地をそれぞれ拡張しました。

平成 13 年度までは、基本水量を上回る水量を送水していましたが、加西市の水需要の減少に伴い、平成 28 年度からは責任水量を 4,000 m<sup>3</sup>/日へ減量しています。さらに、令和 4 年度以降は、令和 4 年度 3,800 m<sup>3</sup>/日、令和 5 年度 3,500 m<sup>3</sup>/日、令和 6 年度 3,200 m<sup>3</sup>/日、令和 7 年度 2,900 m<sup>3</sup>/日へと段階的に責任水量を減量していきます。

なお、両市町の施設も老朽化が進んだため、今後の事業のあり方について長期にわたり協議を行いましたが、加西市が将来にわたる経営面を鑑みて、市内全域へ県営水道のみで送水することを市の方針として選択したため、令和 7 年度末をもって用水供給事業を終えることとなりました。

### 【用水供給事業の変遷】

| 事業         | 給水開始年月日          | 計画給水量（m <sup>3</sup> /日） |
|------------|------------------|--------------------------|
| 水道用水供給創設事業 | 昭和 45 年 3 月 31 日 | 5,100                    |
| 第 1 期拡張事業  | 昭和 48 年 4 月 1 日  | 5,100                    |
| 第 2 期拡張事業  | 昭和 50 年 4 月 1 日  | 5,100                    |
| 第 3 期拡張事業  | 昭和 51 年 7 月 31 日 | 5,100                    |

## ① 施設

### 【施設の概要】

|      |           |                         |        |       |
|------|-----------|-------------------------|--------|-------|
| 水源   | 地下水（浅井戸水） |                         |        |       |
| 施設数  | 浄水施設      | 2 箇所                    | 管路延長   | 159km |
|      | 配水施設      | 11 箇所                   |        |       |
| 施設能力 |           | 7,700 m <sup>3</sup> /日 | 施設利用率※ | 57.2% |

（令和 3 年度末現在・上水道事業のみ）

※施設利用率とは、1 日配水能力に対する、1 日平均配水量の割合を示します。

### （I）上水道事業

水源地をはじめ、浄水場、配水池、加圧ポンプ所など、あわせて 28 施設を現在有しています。各家庭へは、基本的に配水池からの自然流下方式により配水しています。

#### 水源施設

水道の水源は、地表水と地下水に大別されます。本町の水源は、地下水のうち、浅井戸水と呼ばれる部類になります。浅井戸水とは、深さ 10～30m 程度の井戸によって揚水できる、自由水面を持った地下水であり、数年から十数年かけて地中に浸透するため、ミネラル等が適度に含まれており、おいしい水とされています。

本町の水源施設は、第 1 水源、屋形水源、西川辺第 2 取水井、鶴居水源の 4 箇所です。

#### 配水施設

配水施設は、良好な水質の水を適正な水圧で、安定的に供給する機能を備えています。本町の主要な配水池は、西川辺・屋形・鶴居配水池の 3 箇所で、令和 3 年度末現在、貯留量は合計 3,640 m<sup>3</sup>、一日平均配水量は 4,406 m<sup>3</sup>となっています。

#### 浄水施設

浄水施設は、水道基準に適合した必要量の浄水を安定して供給するための施設です。本町の上水道事業では、屋形浄水場と鶴居浄水場の 2 施設を有しています。両施設ともに膜ろ過方式を導入しており、クリプトスポリジウム対応の高度浄水処理施設となっています。これらの水道施設は、一部を除き供用開始後 50 年以上が経過しており、施設の老朽化が懸念されるほか、耐震性や災害対策も課題となっています。加えて、

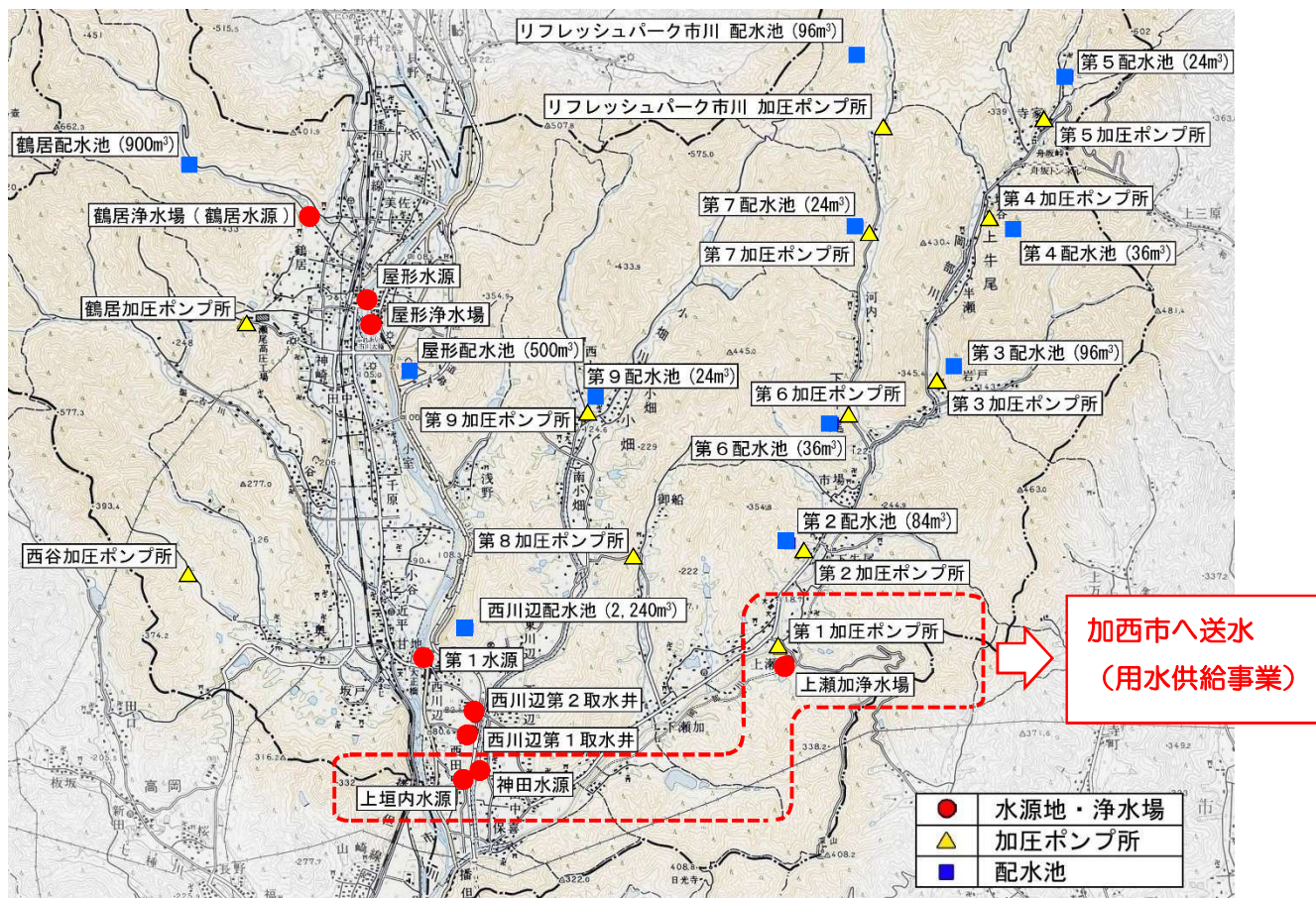
事故時や渇水時における水の安定供給のために、水源水量や予備水源の確保も検討課題となっています。

## （Ⅱ）用水供給事業

水源や浄水場など 4 施設を有し、上瀬加浄水場から近接する加西市上水道送水ポンプ場へ送水しています。

水源は上垣内水源と神田水源の浅井戸から取水しています。上垣内水源の取水量は毎時 50～130 m<sup>3</sup>、神田水源の取水量は毎時 70～200 m<sup>3</sup>です。

### 【主要な水道施設】





西川辺配水池



屋形浄水場



リフレッシュパーク市川加圧ポンプ所



西川辺第2取水井

【水源の概要】

|        | 水源                    | 取水量<br>(m <sup>3</sup> /時) | 配水池/容量(m <sup>3</sup> )                             | 給水区域                                                                                     |
|--------|-----------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上水道事業  | 第1水源<br>(浅井戸)         | 60~100                     | 西川辺配水池(2,240)<br>※RC製(450)<br>※SUS製(1,790)<br>※塩素消毒 | 川辺地域(西川辺、東川辺、<br>西田中、北田中、上田中、保喜)<br>瀬加地域(下瀬加、上瀬加、<br>下牛尾、上牛尾)<br>甘地地域(甘地、近平、小谷、奥、<br>坂戸) |
|        | 屋形水源<br>(浅井戸)         | 100~120                    | 屋形配水池(500)<br>配水管(直接送水)<br>※膜ろ過・塩素消毒                | 川辺地域(浅野、屋形、小畑)<br>甘地地域(千原、谷)<br>鶴居地域(鶴居、神崎、田中、<br>小室)                                    |
|        | 鶴居水源<br>(浅井戸)         | 50~60                      | 鶴居配水池(900)<br>※膜ろ過・塩素消毒                             | 鶴居地域(沢、美佐、鶴居)                                                                            |
|        | 西川辺<br>第2取水井<br>(浅井戸) | 35~45                      | 配水管(直接送水)<br>※塩素消毒                                  | 川辺地域(西川辺、東川辺、<br>西田中、北田中、上田中、保喜)<br>瀬加地域(下瀬加、上瀬加、<br>下牛尾、上牛尾)                            |
| 用水供給事業 | 上垣内水源<br>(浅井戸)        | 50~130                     | 上瀬加浄水場<br>※急速ろ過・塩素消毒                                | 加西市                                                                                      |
|        | 神田水源<br>(浅井戸)         | 70~200                     |                                                     |                                                                                          |

## ② 料金

### (I) 料金体系の概要

#### 上水道事業

二部料金制を採用しており、基本料金と使用水量に応じた超過料金(従量料金)に消費税額を加えた構成となっています。

【上水道料金】※令和 5 年 6 月まで

(税抜)

| 基本料金                |       | 超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたり) |       |
|---------------------|-------|-----------------------------|-------|
| 水量                  | 金額    | 水量                          | 金額    |
| 7 m <sup>3</sup> まで | 700 円 | 8~50 m <sup>3</sup>         | 130 円 |
|                     |       | 51 m <sup>3</sup> 以上        | 150 円 |

#### 用水供給事業

加西市への用水供給の料金は、責任水量(令和 7 年度にかけて段階的に減量)までは 100 円/m<sup>3</sup>、責任水量を超過した分は 19 円/m<sup>3</sup>としています。

【用水供給事業料金】

(税抜)

| 基本水量                 | 責任水量                                                                                                                                                                                | 単価                                                                |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 5,100 m <sup>3</sup> | 4,000 m <sup>3</sup> /日 (令和 3 年度まで)<br>令和 4 年度: 3,800 m <sup>3</sup> /日<br>令和 5 年度: 3,500 m <sup>3</sup> /日<br>令和 6 年度: 3,200 m <sup>3</sup> /日<br>令和 7 年度: 2,900 m <sup>3</sup> /日 | 100 円/m <sup>3</sup><br>各年度とも、責任水量を超える部分については、19 円/m <sup>3</sup> |

### (II) 直近の料金改定(※消費税のみの改定は含まない)

#### 上水道事業

令和 5 年 7 月より、平均改定率 20%とする料金改定を実施することとしています。

【上水道料金】※令和 5 年 7 月以降

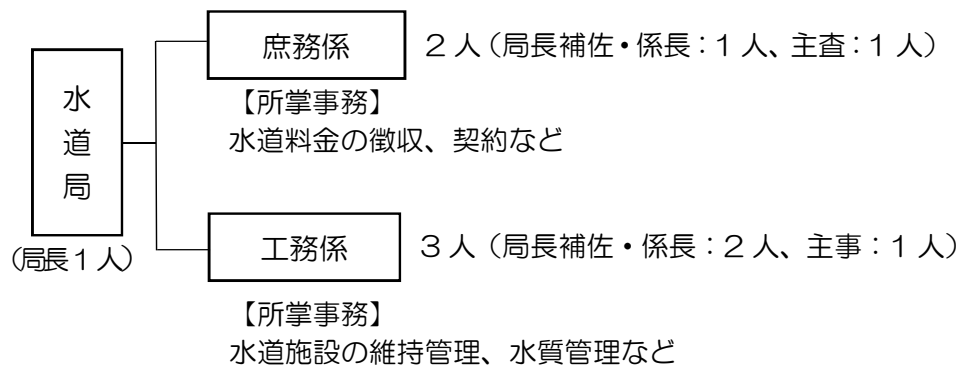
(税抜)

| 基本料金                |       | 超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたり) |       |
|---------------------|-------|-----------------------------|-------|
| 水量                  | 金額    | 水量                          | 金額    |
| 7 m <sup>3</sup> まで | 780 円 | 8~50 m <sup>3</sup>         | 160 円 |
|                     |       | 51 m <sup>3</sup> 以上        | 180 円 |

### ③ 組織

本町の水道事業は水道局（庶務係・工務係）が担っており、現在、局長を含め、合計 6 名の職員が水道業務を担当しています。

#### （Ⅰ）組織体制



#### （Ⅱ）人員構成

|         | 人数（人） |
|---------|-------|
| 局長      | 1     |
| 局長補佐・係長 | 3     |
| 主査・主事   | 2     |
| 計       | 6     |

## (2) 主な経営健全化の取り組み

水道事業の経営健全化に向けた主な取り組みは次のとおりです。

### ① 水道施設等の維持管理費の縮減

将来にわたり安定的に事業を継続するための取り組みとして、維持管理費を中心に効率性を求めたコストの削減を図ってきました。今後においても、施設管理等の業務委託の見直しや、近隣町との資材等の共同購入などによる徹底したコスト削減のほか、新たに施設や管路の更新を行う場合、将来の給水人口を見据えたダウンサイジングにより維持管理費の低減を図ります。

### ② 民間活用

水道業務に従事する職員数の減少や業務経験の少ない職員が多い現状を踏まえ、水道事業のうち、検針業務の一部や漏水調査、保守点検業務等を民間事業者へ委託しています。今後は、災害等への緊急時対応等も鑑みながら、財政状況の許す範囲で適切に民間事業者の活用を図っていきます。

## (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

経営比較分析表（令和 3 年度決算）については、別紙 1 のとおりです。

### ① 経営比較分析表（令和 3 年度決算）に係る全体総括

本町水道事業は、令和 3 年度決算時点において、施設利用率が類似団体の数値を上回っているほか、給水原価も類似団体を下回る水準で推移していることから概ね適正な数値となっています。

一方で、経常収支比率、料金回収率ともに 100%を超えていますが、いずれも全国平均よりも低く、前年度に比べて大幅に減少しています。

その理由としては、人口減少や節水機器の普及等により給水収益が大幅に減少していることや、費用面でも施設等にかかる経費が増加しているためであり、経営状況は一段と厳しくなっています。

さらに、用水供給事業も令和 7 年度末で終了することから、令和 8 年度以降の給水収益は、現在のおよそ半分程度にまで減収する見込みです。

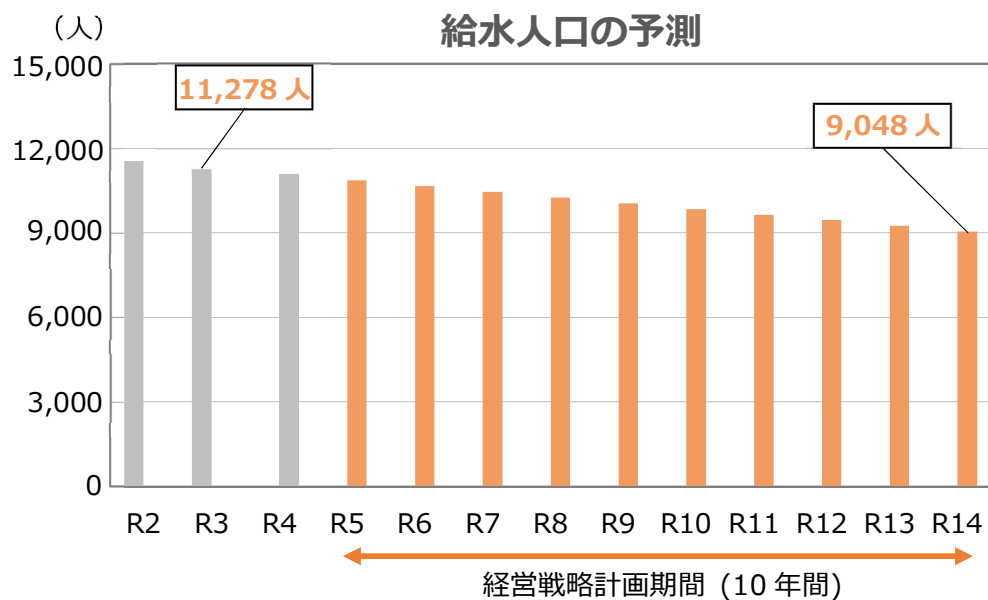
このような見通しから早急に料金改定を実施していく必要があるほか、将来にわたり持続可能な水道経営を行うためには、一層の経費節減努力に加えて、近隣市町との広域連携にも取り組んでいく必要があります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

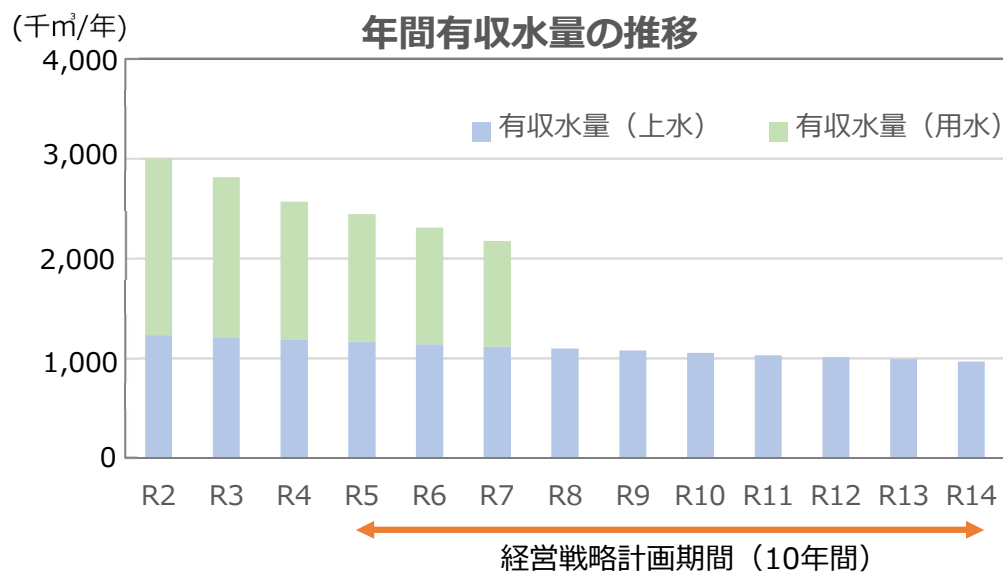
本町の総人口は、昭和 60 年にピークを迎えた後、平成 7 年に年少人口比と高齢人口比が逆転し、現在は本格的な減少局面に入っています。

今後の本町の行政区域内人口について「社人研『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年推計）」を用いて推計を行った結果、大幅な人口減少となる見込みで、給水人口についても、令和 3 年度末の 11,278 人から令和 14 年度末には 9,048 人にまで減少する見込みです。



## (2) 水需要の予測

上水道事業の水需要は、人口減少に伴い今後も減少し続ける見込みであり、用水供給事業についても、令和 7 年度末での事業終了により、令和 8 年度以降は有収水量がゼロとなることから、令和 14 年度の年間有収水量は、令和 3 年度のおよそ 3 分の 1 にまで減少する見込みです。



### ① 上水道事業

使用用途の大多数を家庭用が占めており、事業所用の割合が非常に少ない状況です。

水需要の推移については、人口減に加えて節水意識の定着や節水機器の普及等により減少しています。今後も水需要の伸びは見込めず、さらなる減少が続く見通しです。

#### ■ 有収水量算出方法

実績値×人口減少率 にて算出しています。

### ② 用水供給事業

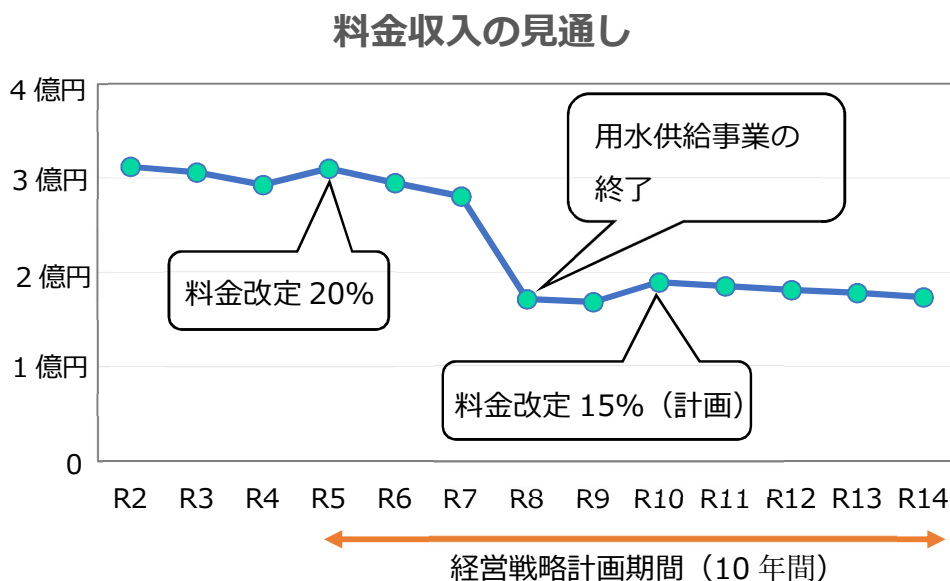
令和 7 年度末で 50 年以上にわたる加西市への用水供給事業を終えます。その間の加西市の責任水量については、令和 3 年度までの 4,000  $\text{m}^3$ /日から、令和 4 年度以降は、令和 4 年度 3,800  $\text{m}^3$ /日、令和 5 年度 3,500  $\text{m}^3$ /日、令和 6 年度 3,200  $\text{m}^3$ /日、令和 7 年度 2,900  $\text{m}^3$ /日へと段階的に減量していきます。

### (3) 料金収入の見通し

料金収入の予測にあたっては、有収水量×供給単価により算出しました。

上水道事業は、給水人口の減少に伴う有収水量の減少により、料金収入も減少していきます。用水供給事業も、令和 8 年度以降の収入が無くなるため、経営状況の見通しは一層厳しくなる見込みです。

そうしたことから、経営戦略期間中の令和 5 年度中に平均改定率 20%の料金改定を行うほか、令和 10 年度も平均改定率 15%の料金改定を実施する計画としています。



### (4) 組織の見通し

令和 4 年度現在、水道局の職員数は 6 名です。うち、技術職員は半数の 3 名となっており、技術職員率は同規模事業体中間値を上回っています。今後も引き続き、技術的業務の直営維持が困難とならないよう技術の継承と技術職員数の確保を図ります。

また組織全体の業務遂行に関しては、各職員の業務内容の見直しなどを行い、適切な業務量となるよう再配分をすることで、より効率的な事業運営に努めます。

#### 【技術職員率】

| H28                   | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | 同規模事業体中間値 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 50%                   | 50% | 50% | 50% | 50% | 50% | 50% | 40%       |
| 算式：（技術職員数/水道局職員数）×100 |     |     |     |     |     |     |           |

### 3. 経営の基本方針

#### (1) 基本方針

本町の水道事業は、管路や施設の老朽化対策等に伴う費用の増加に加え、水需要の減少に伴う給水収益の悪化により、非常に厳しい経営状況に直面しています。

こうした厳しい経営環境に真摯に向き合い、今後も良質な水道水の安定供給を図るため、目標とする【安全】、【強靱】、【持続】の方向性を柱に、「①【安全】で良質な水道水の確保」、「②災害に対して【強靱】な水道施設の整備」、「③水の安定供給と経営の【持続】」を基本方針とします。

#### (2) 施策の方向性

##### ① 【安全】で良質な水道水の確保

危機管理体制の整備として、平成 10 年に「市川町水道災害対応行動指針(マニュアル)」を策定するとともに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」により近隣水道事業体との相互応援体制を確立しています。また、水質悪化リスク対策として、膜処理による高度浄水処理施設を一部導入しています。

今後、あらゆる危機事象に対応すべく予備水源確保の検討を進め、さらなる危機管理体制の構築及び危機管理マニュアル等の更新整備に努めます。

##### ② 災害に対して【強靱】な水道施設の整備

将来的な水需要の減少と老朽化等による施設の更新に伴う建設改良費の増加を見据え、施設の統廃合やダウンサイジングによる水道施設の健全化と適切な資産管理を進めます。

施設の健全化については、広域連携の可能性を模索しながら、既存施設の統廃合計画を計画的かつ着実に実施していくとともに、主要な施設については、日常点検等の維持管理を適切かつ継続して行うことで施設の長寿命化を図ります。

さらに、給水区域内の重要給水拠点や給水施設をあらかじめ設定し、供給ライフラインの耐震化へ着手するなど、施設の重要性に応じた適切な耐震化対策を図るほか、漏水の原因となっている残存石綿管の布設替えを最優先に進めることで、より強靱で安定した水道施設の整備に努めます。

### ③ 水の安定供給と経営の【持続】

---

今後の水道経営は、大幅な水需要の減少が予測されることや老朽化施設の更新、耐震化整備等に多額の費用が必要となることから、厳しい状況となることが容易に予測されます。

また、用水供給事業も令和 7 年度末での終了によりさらに収益が悪化することから、これまで以上に徹底したコスト削減を図っていくほか、計画的に料金改定を実施していくことで持続可能な水道経営を目指します。

## 4. 投資・財政計画（収支計画）

### （1）投資計画

#### ① 目標（令和 14 年度末時点）

- 1. 管路更新率の向上 : 管路更新率 …2.0%以上を維持（\*令和 3 年度：2.8%）
- 2. 管路経年化率の低減 : 管路経年化率…R 14 年度末 11%（\*令和 3 年度：19.9%）
- 3. 施設の効率性 : 施設利用率 …55%以上を維持（\*令和 3 年度：65.8%）

#### ② 考え方

##### 管路更新率

管路更新率とは、水道管の総延長に対して当該年度で更新した水道管の延長割合を示した指標で、管路の更新状況などを把握することができます。例えば数値が 1%の場合、全ての管路を更新するのに 100 年かかることになります。

本町の管路更新率は、残存石綿管の更新整備をはじめ、建設改良事業に注力していることもあり、類似団体平均値と比べて高い水準にありますが、本町内の給水管も含めた総管路延長は約 202kmに達するため、今後も計画的に管路を更新していく必要があります。

##### 管路経年化率

管路経年化率とは、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化割合を示します。

本町の管路経年化率については、これまで計画的に更新を実施しており、令和 3 年度 19.9%と類似団体平均値（21.1%）に比べて老朽化度は下回っていますが、今後も引き続き計画的な管路の更新に取り組む必要があります。

##### 施設利用率

施設利用率とは、一日配水能力に対する、一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模が把握できます。

本町の施設利用率は、令和 3 年度末時点で 65.8%と類似団体平均値（53.9%）、全国平均（60.2%）よりも高く、施設の利用状況や規模は適正であるといえます。今後も適正水準を維持することを目標とします。

### ③ 取組みの方向性

水道施設の更新整備に係る取組みは以下のとおりです。

#### (Ⅰ) 残存石綿管の更新整備

石綿管（アスベスト管）は、石綿とセメントを主成分とするため、耐震性や耐衝撃性に劣り、特に老朽化した石綿管は非常に脆く、ひどい場合には指でぼろぼろと剥がれるような状態となるため、日常的な漏水の原因にもなっています。水道水の安定供給と有収率向上による経営改善の観点から、残存石綿管の更新整備計画を最優先に進めることとしています。

今後も引き続き、下水道整備事業の計画とあわせて合理的に実施します。

##### 【市川町内残存石綿管一覧】

| 口径(mm) | 延長(m) |     |
|--------|-------|-----|
|        | 配水管   | 送水管 |
| 200    | 926   | -   |
| 150    | 221   | 27  |
| 125    | 316   | 23  |
| 100    | 1,468 | -   |
| 75     | 5,348 | 20  |
| 合計     | 8,279 | 70  |

(令和 3 年度末時点)

#### (Ⅱ) 老朽化施設の更新整備

既存水道施設のうち、最も老朽化が懸念され早急な施設更新が必要となるのは、1970～1980 年代に集中的に建設された施設です。特に配水池の耐震化率が低くあり、将来的に継続して使用する配水池等の耐震化を計画的に進めていく必要があります。

#### (Ⅲ) 既存施設の統廃合整備

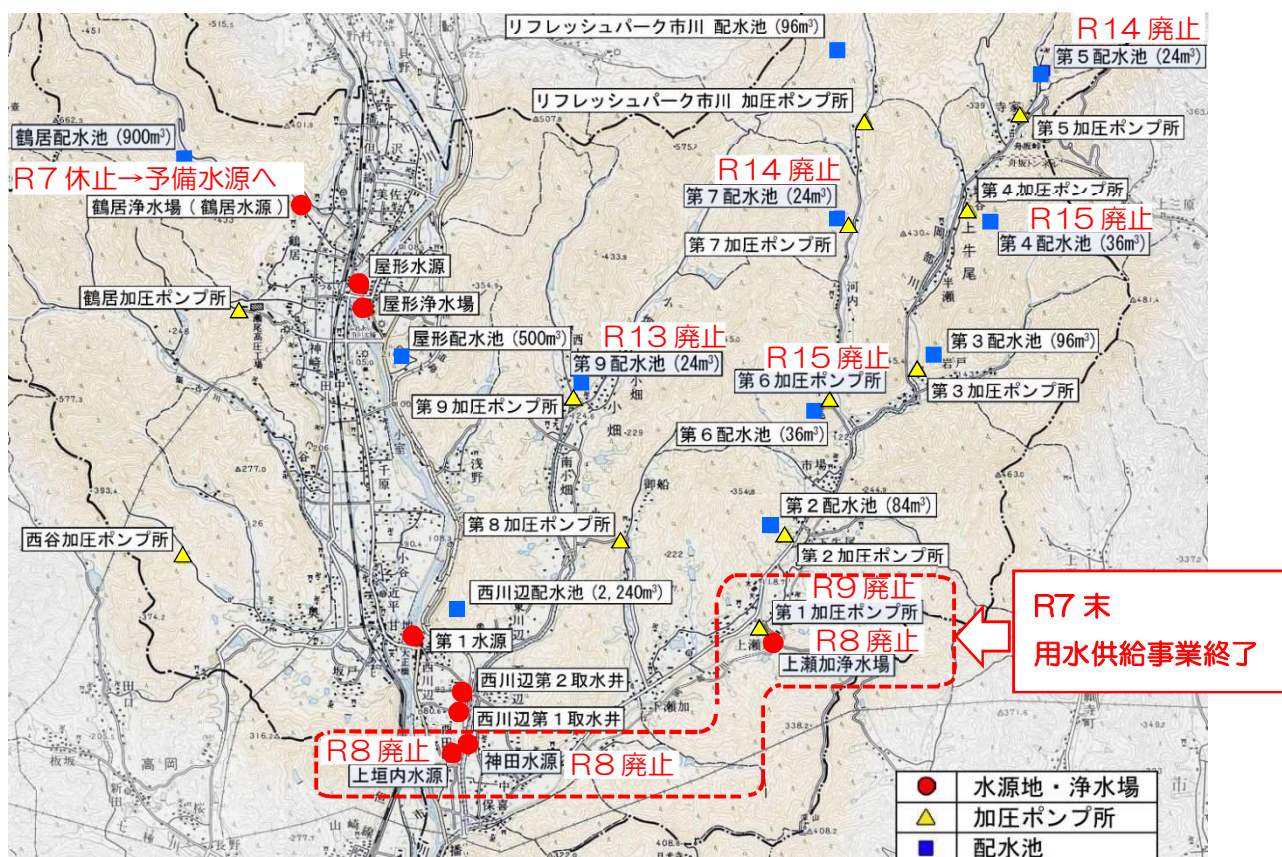
将来の水需要の減少予測に基づき、計画的な施設の統廃合を行います。特に配水池については、更新する場合に非常に大きな費用が必要となるため、加圧により各家庭へ給水を行う方式に転換することで現在の 11 配水池のうち 5 配水池を廃止していく予定です。

こうした統廃合等による維持管理費のコスト削減額は、令和 5 年度から 14 年度までの 10 年間で約 1 億 8 千万円を見込んでいます。

【統廃合により廃止または休止する施設一覧】

| 施 設                | 計 画        | 年 度    |
|--------------------|------------|--------|
| 鶴居浄水場（鶴居水源）        | 休止<br>予備水源 | R7 年度  |
| 第 4 配水池            | 廃止         | R15 年度 |
| 第 5 配水池            | 廃止         | R14 年度 |
| 第 6 配水池            | 廃止         | R15 年度 |
| 第 7 配水池            | 廃止         | R14 年度 |
| 第 9 配水池            | 廃止         | R13 年度 |
| 神田水源（用水供給事業）       | 廃止         | R8 年度  |
| 上垣内水源（用水供給事業）      | 廃止         | R8 年度  |
| 第 1 加圧ポンプ所（用水供給事業） | 廃止         | R9 年度  |
| 上瀬加浄水場（用水供給事業）     | 廃止         | R8 年度  |

【統廃合により廃止または休止する施設】



## (2) 財政計画

### ① 目標

- 1.上水道事業単独での経営 : 一般会計からの基準外繰入の抑制
- 2.現金預金の確保 : 毎年度末の現金預金残高として最低 2 億円を確保

### ② 取組みの方向性

水需要の減少に伴う町内水道料金収入の減少に加えて、加西市との用水供給事業が令和 7 年度末で終了することにより、令和 3 年度末で約 3 億円ある給水収益は、令和 5 年度で平均 20%の料金改定を実施してもなお、令和 14 年度末では約 1 億 7 千万円程度まで減少する見込みです。

それに伴い、令和 5 年度から令和 14 年度までの計画期間中における経常損益においても令和 6 年度以降は毎年損失を計上する見込みで収支を黒字にするためには 200% に迫る料金改定が必要な状況となっています。

そうした厳しい経営見通しから、令和 5 年度以降は 5 年毎に料金改定を行う計画とされていますが、収支を黒字へと改善させるために一度に大幅な料金改定を行うことは、利用者への急激な負担の増加となることから困難な状況です。また、町財政も厳しく一般会計からの基準外繰入も見込めないことから、企業債だけでなく、国などの財政支援策を確実に活用するなどの財源確保に最大限努める一方で、費用面においても徹底したコスト削減を図ることにより、経営する上で非常に重要となる現金預金を最低 2 億円確保できるよう収支状況を十分に把握して、上水道事業単独での経営を行います。

### (3) 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要

#### ① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

|                                       |                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アセットマネジメント<br>(施設・設備の長寿命化などによる投資の平準化) | 平成 26 年度にアセットマネジメントを実施し、水道施設の健全性等の評価を行いました。その後 10 年が経過し施設の老朽化も顕著となってきたことから、施設毎の重要度や更新の優先度を踏まえた、より精度の高いアセットマネジメントの策定を令和 5 年度に実施します。                                                                                         |
| 民間の資金・ノウハウなどの活用 (PPP/PFI 等の導入等)       | 現時点で、PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。水の安全性・安定性・危機管理体制の維持等を考慮しながら、最も適切な事業実施手法を検討していきます。                                                                                                                                        |
| 近隣市町との広域連携                            | 「兵庫県水道事業のあり方懇話会」における「兵庫県水道事業のあり方に関する報告書」において、市川町を含む中播磨ブロックの広域連携方策として、管路の相互接続等による姫路市への集約化の検討が提言されています。<br>しかしながら、料金や財政状況、施設整備水準等の格差が課題となり、現状においては中々進まないのが実情です。<br>今後は水質検査業務や資材の共同購入等のソフト事業から連携を模索し、国や県の動向も注視しながら広域連携を推進します。 |
| その他の取組み                               | 今後の厳しい経営見通しから、これまで以上に維持管理の効率化やコストの縮減が求められることを鑑み、施設の更新や長寿命化を図る際には、環境への配慮に加え、経済性の観点からも、省エネ対応の機械設備等の導入を促進することで維持管理費のさらなる縮減に取り組めます。                                                                                            |

## ② 財源についての検討状況等

---

|                     |                                                                                                                                                                                  |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 料金                  | 上水道事業においては、給水原価が供給単価を上回る状況が続いており、急速な人口減少や老朽化施設の更新時期の到来に加えて、用水供給事業の令和7年度末終了などから、今後においては大幅な収入不足により経営を維持していくことが困難な見込みです。そうしたことから、令和5年度に20%の料金改定を実施するとともに、その後も5年毎に料金改定を実施することとしています。 |
| 企業債                 | 将来世代に過度な負担を強いることがないように、企業債発行額を適切に管理し、可能な限り残高の抑制に取り組みます。                                                                                                                          |
| 繰入金                 | 総務省が定める繰出基準の範囲内において適切な額を確保することとし、今後も可能な限り基準外繰入を受けずに経営を行います。                                                                                                                      |
| 資産の有効活用等による収入増加の取組み | 今後は、統廃合に伴い生じる遊休土地を売却可能資産として民間事業者に売却することにより収入増加を図ります。                                                                                                                             |

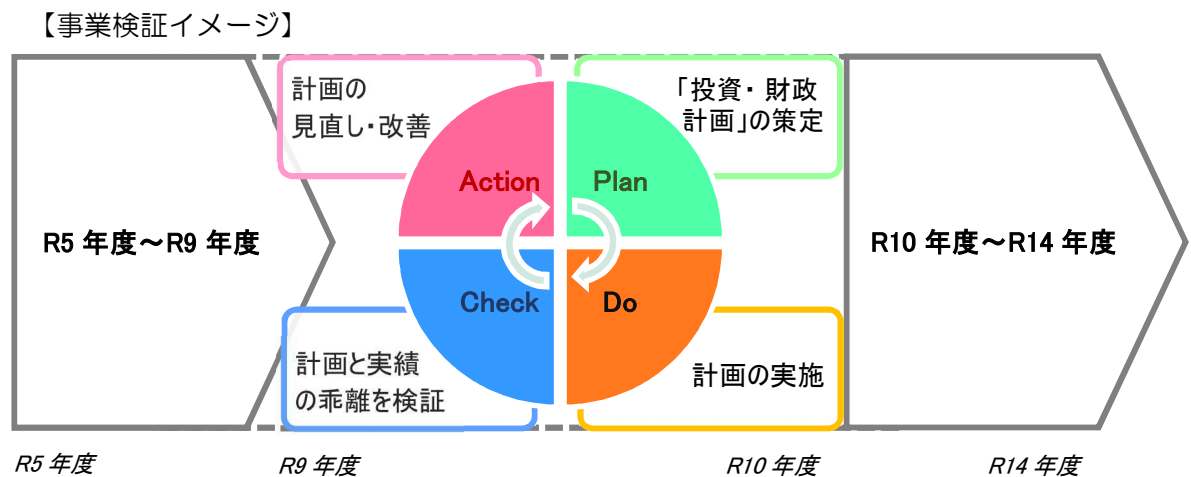
## 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度の 10 年間としており、本戦略の達成状況に係る分析・評価（モニタリング）は毎年度行います。

加えて、中間年度である令和 10（2028）年度を中間目標年度として計画の見直し（ローリング）を行うこととし、投資・財政計画（収支計画）に対する進捗状況のほか、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題の発生状況などを考慮して改善に取り組みます。

なお、中間目標年度までであっても、関連する長期的政策目標や経営の基本方針等に著しい修正が必要な事象が生じた場合は、速やかに本戦略の修正を検討します。

また、進捗状況の検証内容については、必要に応じて町ホームページや広報誌等により情報提供を行います。



## 別紙

- 1.経営比較分析表（令和 3 年度決算）
- 2.投資・財政計画（収支計画）
- 3.原価計算表

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

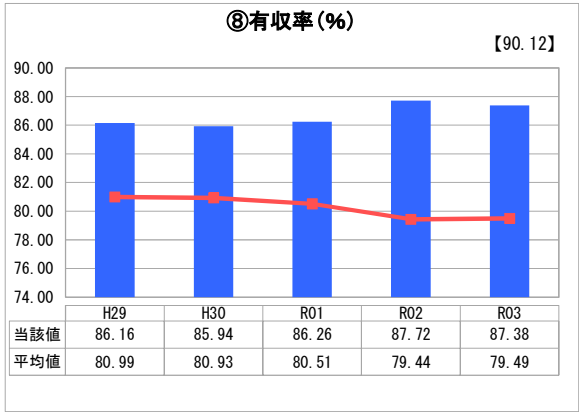
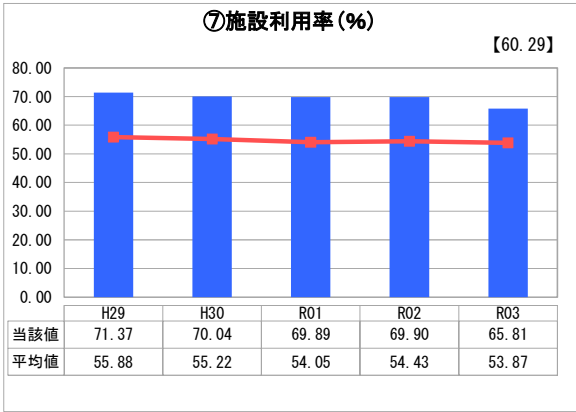
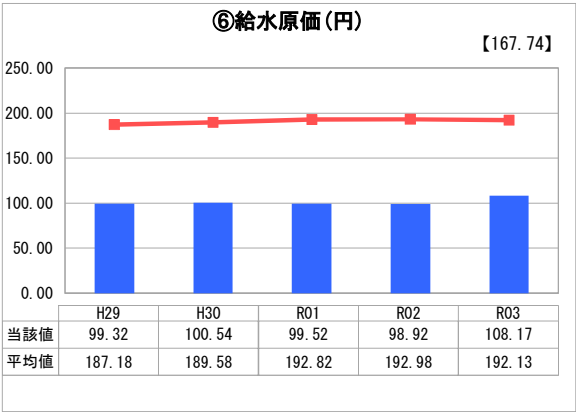
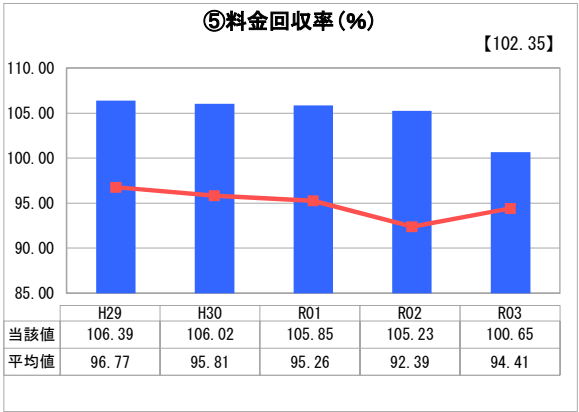
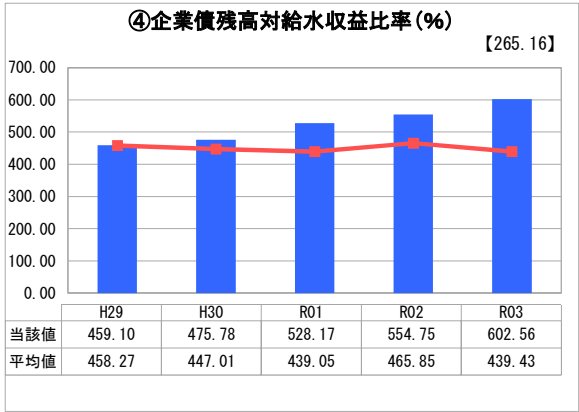
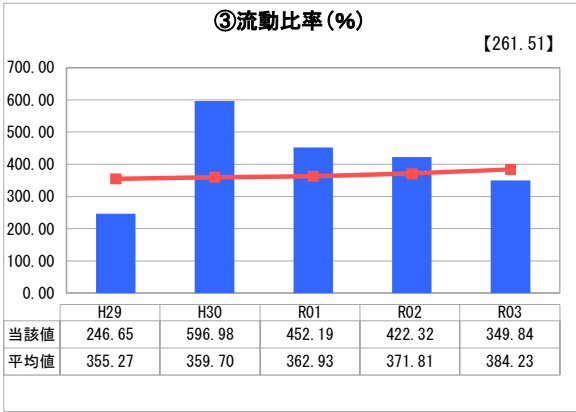
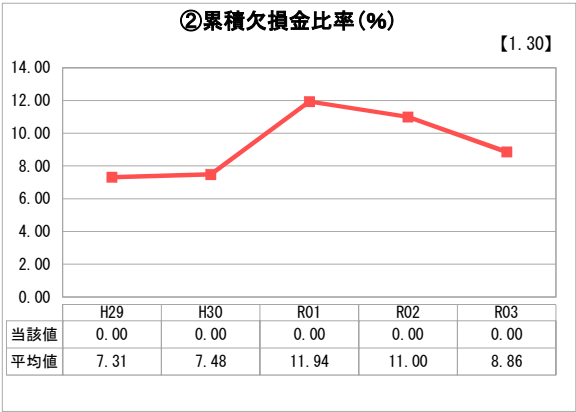
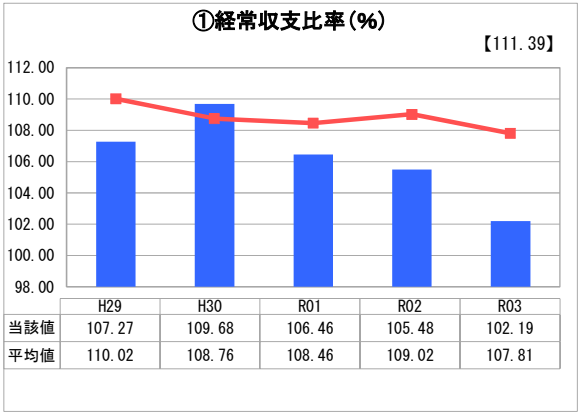
兵庫県 市川町

| 業務名       | 業種名         | 事業名    | 類似団体区分                         | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|--------|--------------------------------|--------|
| 法適用       | 水道事業        | 末端給水事業 | A7                             | 非設置    |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円) |        |
| -         | 62.69       | 99.79  | 2,620                          |        |

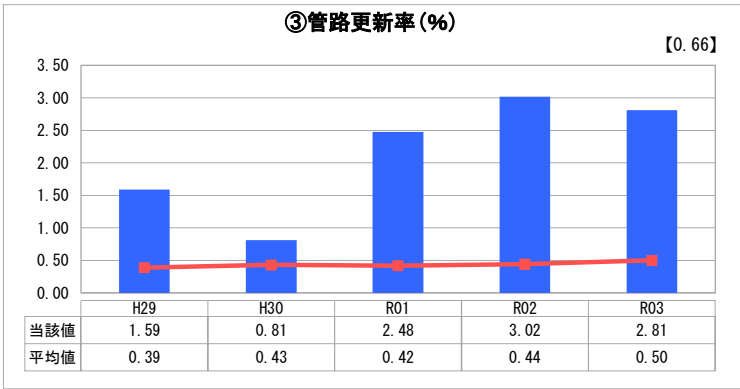
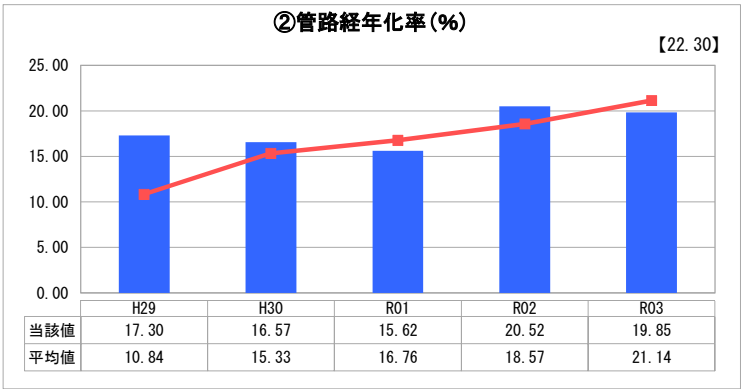
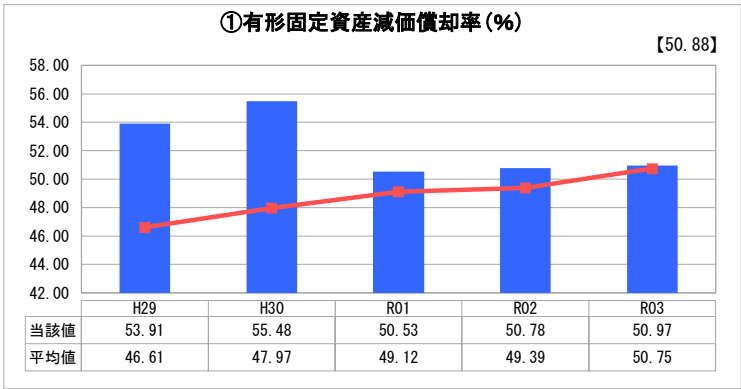
| 人口（人）     | 面積(km <sup>2</sup> )     | 人口密度(人/km <sup>2</sup> )   |
|-----------|--------------------------|----------------------------|
| 11,426    | 82.67                    | 138.21                     |
| 現在給水人口(人) | 給水区域面積(km <sup>2</sup> ) | 給水人口密度(人/km <sup>2</sup> ) |
| 11,278    | 143.05                   | 78.84                      |

| グラフ凡例          |
|----------------|
| ■ 当該団体値（当該値）   |
| — 類似団体平均値（平均値） |
| 【】 令和3年度全国平均   |

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率…100%以上となっているものの平均値を下回っているため、経営改善に向けた取り組みが必要である。②累積欠損比率…令和3年度までは発生していない。③流動比率…100%を超えており短期的な債務に対する支払能力は維持できている。④企業債残高対給水収益比率…企業債残高に対して給水収益の占める割合が低いことから、料金水準が適正であるか検討しなければならない。また、企業債への依存が高い状況のため資金管理に注意していかないとけない。⑤料金回収率…100%を超えているが長期前受金戻入額があるためであり、給水収益だけでは賄えていない状況である。⑥給水原価…平均値を下回っているが、これは長期前受金戻入収益が高額であるためであるので、これからも経費節減に努め、効率的な運営をし更なる経営改善が必要である。⑦施設利用率…平均値を上回っており、施設の利用状況や規模は適正である。⑧有収率…用水は有収率が100%であるが、町内の上水は老朽管が多く、有収率が74.8%と低いため漏水調査や老朽管の更新工事を行い有収率を上げるよう努める。

### 2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率…平均値よりも高く、老朽化した資産が増加していることから計画的に更新を図っていく必要がある。②管路経年化率③管路更新率…類似団体以上に管路更新を行ってはいるが、管路経年化率が高いためまだまだ計画的に更新を行っていかなければならない。

## 全体総括

人口減少や節水意識の高まりにより給水収益が減少している中、老朽管の更新等の事業を進めながら、安心、安全に水道水を供給していく必要がある。水道料金に関しては、令和5年7月より料金改定を行うこととしており、経営戦略に基づき事業を進め、経営を維持する必要がある。また近隣市町との広域化や共同化にも積極的に取り組んでいく。



| 年<br>度<br>区<br>分 |                                 |                          | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     | 令和8年度     | 令和9年度     | 令和10年度    | 令和11年度    | 令和12年度    | 令和13年度    | 令和14年度    |         |
|------------------|---------------------------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|                  |                                 |                          | ( 決 算 )   |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
| 資本的収入<br>支       | 資本的収入                           | 1. 企業債                   | 163,000   | 259,100   | 217,700   | 186,100   | 102,100   | 93,600    | 83,100    | 94,400    | 42,500    | 46,900    | 80,100    | 60,500    |         |
|                  |                                 | うち資本費平準化債                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 2. 他会計出資金                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 3. 他会計補助金                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 4. 他会計負担金                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 5. 他会計借入金                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 6. 国（都道府県）補助金            | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 12,250    | 7,750     | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 7. 固定資産売却代金              | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 8. 工事負担金                 | 83,493    | 93,000    | 46,210    | 30,940    | 31,280    | 31,280    | 30,530    | 4,420     | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 9. その他                   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 計 (A)                    | 246,493   | 352,100   | 263,910   | 217,040   | 133,380   | 124,880   | 113,630   | 111,070   | 50,250    | 46,900    | 80,100    | 60,500    |         |
|                  |                                 | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  | 純計 (A)-(B) (C)                  | 246,493                  | 352,100   | 263,910   | 217,040   | 133,380   | 124,880   | 113,630   | 111,070   | 50,250    | 46,900    | 80,100    | 60,500    |           |         |
|                  | 資本的支出                           | 1. 建設改良費                 | 344,938   | 452,618   | 335,616   | 281,625   | 190,179   | 180,233   | 176,889   | 172,042   | 100,396   | 92,880    | 128,495   | 108,269   |         |
|                  |                                 | うち職員給与費                  | 23,202    | 23,118    | 23,072    | 23,025    | 22,979    | 22,933    | 22,888    | 22,842    | 22,796    | 22,750    | 22,705    | 22,659    |         |
|                  |                                 | 2. 企業債償還金                | 49,853    | 57,756    | 70,357    | 74,390    | 139,063   | 61,305    | 67,388    | 74,735    | 80,997    | 86,448    | 89,859    | 95,134    |         |
|                  |                                 | 3. 他会計長期借入返還金            | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 4. 他会計への支出金              | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 5. その他                   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  | 計 (D)                           | 394,791                  | 510,374   | 405,973   | 356,015   | 329,242   | 241,538   | 244,277   | 246,777   | 181,393   | 179,328   | 218,354   | 203,403   |           |         |
|                  | 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) |                          |           | 148,298   | 158,274   | 142,063   | 138,975   | 195,862   | 116,658   | 130,647   | 135,707   | 131,143   | 132,428   | 138,254   | 142,903 |
|                  | 補填財源                            | 1. 損益勘定留保資金              | 119,052   | 119,228   | 113,853   | 115,465   | 3,291     | 2,986     | 3,276     | 73,322    | 124,088   | 128,882   | 134,826   | 139,330   |         |
|                  |                                 | 2. 利益剰余金処分量              | 0         | 0         | 0         | 0         | 177,371   | 99,371    | 113,370   | 48,821    | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 3. 繰越工事資金                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
|                  |                                 | 4. その他                   | 29,246    | 39,046    | 28,210    | 23,510    | 15,200    | 14,301    | 14,001    | 13,564    | 7,055     | 3,546     | 3,428     | 3,573     |         |
|                  |                                 | 計 (F)                    | 148,298   | 158,274   | 142,063   | 138,975   | 195,862   | 116,658   | 130,647   | 135,707   | 131,143   | 132,428   | 138,254   | 142,903   |         |
| 補填財源不足額 (E)-(F)  |                                 |                          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |           |         |
| 他会計借入金残高 (G)     |                                 |                          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |           |         |
| 企業債残高 (H)        |                                 |                          | 1,845,012 | 2,046,356 | 2,193,699 | 2,305,409 | 2,268,446 | 2,312,841 | 2,328,553 | 2,348,218 | 2,309,721 | 2,270,173 | 2,260,414 | 2,225,780 |         |

[illegible]

原価計算表

給水人口 11,278人  
計算期間 自 令和5年4月至 令和15年3月  
(10年間)

| 収 入 の 部     |               |                 |          |                 |
|-------------|---------------|-----------------|----------|-----------------|
| 項 目         | 金 額           |                 |          |                 |
|             | 最近1箇年間の実績     | 投資・財政計画計上額(A)   | 公費負担分(B) | 料金対象収支(A)－(B)   |
| 料 金 (X)     | 千円<br>306,193 | 千円<br>2,137,219 | 千円       | 千円<br>2,137,219 |
| 受 託 工 事 収 益 | 3,951         | 27,500          |          | 27,500          |
| そ の 他       | 1,281         | 12,000          | 8,250    | 3,750           |
| 合 計         | 311,425       | 2,176,719       | 8,250    | 2,168,469       |

| 支 出 の 部                   |           |               |               |               |
|---------------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|
| 項 目                       | 金 額       |               |               |               |
|                           | 最近1箇年間の実績 | 投資・財政計画計上額(A) | 公費負担分(B)      | 料金対象収支(A)－(B) |
| 営業費用(上水)                  | 人 給 料     | 千円<br>16,337  | 千円<br>144,860 | 千円<br>144,860 |
|                           | 件 諸 手 当   | 8,328         | 73,844        | 73,844        |
|                           | 費 福 利 費   | 6,865         | 60,869        | 60,869        |
|                           | 動 力 費     | 24,665        | 205,695       | 205,695       |
|                           | 光 熱 水 費   | 292           | 2,991         | 2,991         |
|                           | 通 信 運 搬 費 | 267           | 2,735         | 2,735         |
|                           | 修 繕 費     | 8,145         | 77,054        | 77,054        |
|                           | 材 料 費     | 2,122         | 21,220        | 21,220        |
|                           | 薬 品 費     | 1,357         | 10,993        | 10,993        |
|                           | 路 面 復 旧 費 | 1,005         | 10,375        | 10,375        |
|                           | 委 託 料     | 18,934        | 108,881       | 108,881       |
|                           | 負 担 金     | 0             | 610           | 610           |
|                           | そ の 他     | 4,838         | 131,384       | 131,384       |
|                           | 受 託 工 事 費 | 3,607         | 27,500        | 27,500        |
|                           | 減 価 償 却 費 | 178,045       | 1,599,750     | 1,599,750     |
| 営業費用(用水)                  | 資 産 消 耗 費 | 4,707         | 50,000        | 50,000        |
|                           | 小 計       | 279,514       | 2,528,761     | 0             |
|                           | 動 力 費     | 21,316        | 44,954        | 44,954        |
|                           | 光 熱 水 費   | 393           | 1,197         | 1,197         |
|                           | 通 信 運 搬 費 | 234           | 711           | 711           |
|                           | 修 繕 費     | 111           | 333           | 333           |
|                           | 薬 品 費     | 3,169         | 7,004         | 7,004         |
|                           | 委 託 料     | 8,961         | 27,091        | 27,091        |
|                           | 負 担 金     | 0             | 369           | 369           |
|                           | そ の 他     | 8,692         | 26,469        | 26,469        |
|                           | 減 価 償 却 費 | 19,390        | 52,282        | 52,282        |
|                           | 小 計       | 62,266        | 160,410       | 0             |
|                           | 支 払 利 息   | 16,249        | 181,087       | 181,087       |
|                           | そ の 他     | 90            | 900           | 900           |
|                           | 小 計       | 16,339        | 181,987       | 0             |
| 合 計 (Y)                   | 358,119   | 2,871,158     | 0             | 2,871,158     |
| 資 産 維 持 費 ( Z )           |           |               |               |               |
| 料 金 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z ) |           |               |               | 2,871,158     |
| (X)÷((Y)+(Z))*100=        |           |               |               | 0.74          |

<料金水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。